

会議録

1 附属機関の名称

令和元年度第 1 回犬山市伝統的建造物保存委員会

2 開催日時

令和元年 11 月 8 日（金） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

3 開催場所

犬山市役所 2 階 201 会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

長谷川良夫、溝口正人、岩田敏也

山内良裕（代理）

(2) 執行機関

中村課長、野村課長補佐、中村主査補

5 報告事項・協議事項

報告事項：(1) 犬山城の工事について

(2) 名鉄犬山ホテルの建替えについて

協議事項：(1) 令和元年度犬山市文化財保存事業費補助事業について（事業説明）

①高木家住宅

②旧小守家住宅

6 傍聴人の数

0 人

7 内容

※事務局より連絡

- ・平成 30 年 6 月 1 日より犬山市の附属機関に位置づけられている委員会は基本的に公開し、傍聴が可能となる。会議資料と会議録の市 HP への掲載が原則となる。
- ・署名人は溝口委員と岩田委員に決定。

1. あいさつ（長谷川会長）

2. 報告事項

(1) 犬山城の工事について

(2) 名鉄犬山ホテルの建替えについて

〈質疑応答〉

委員 : 名鉄犬山ホテルの西側の敷地内に犬山城の外堀跡があるという話があったが、試掘等をするわけではなく、現状変更として何か調査等が必要なのか。

事務局 : 犬山城の史跡指定を受けるための発掘調査を以前実施した際に、簡単な調査を実施した。

委員 : トレンチ調査か。

事務局 : そうである。堀跡があることは確かだが、民地であるため、史跡指定の範囲には含めず、次の追加指定の候補地としても、含めていないという現状である。ただし、今回の工事で改変されてはいけないため、所有者の名古屋鉄道㈱との協議によって、その場所はそのままの状態を守るようにお願いし、設計上では堀跡を改変しないとのことである。現在、犬山城の保存活用計画を策定しているため、その中で、委員の先生方にご意見いただきながら進めていきたい。

委員 : 遺構としては、特に手を加えず、史跡指定地に含まれていないため、現状のままであるという事か。

事務局 : そうである。今まで、犬山城の麓にあった、迎帆楼という建物と、名鉄犬山ホテルの2つの建物が、2つとも大きく変わるため、対岸から見る風景がだいぶ変わる。犬山城下町の福社会館も撤去が決まっており、用途廃止条例が議会を通ったため、福社会館は無くし、犬山駅東側のフロイデという国際観光センターへ機能移転していく。福社会館撤去後は、我々が調査を実施していき、その後の活用について検討していくという考えである。城下町も今後大きく変わっていくと考えられる。

委員 : 史跡の追加指定は、史跡の範囲に入れるということだと思うが、南側はどのあたりまで史跡範囲に入っているのか。

事務局 : 城山まで範囲に入っている。

委員 : 城前広場は史跡指定地か。

事務局 : 広場までは入っているが、道路を挟んだ南側は入っていない。そして、飛び地で福社会館と犬山市民活動支援センターの敷地が、現在追加指定地の候補にあがっている。この場所は、ちょうど大手門の跡である。ただし、間にある民地は候補地に入っていない。

委員 : 承知した。

3. 協議事項

(1) 令和元年度犬山市文化財保存事業費補助事業について (事業説明)

①高木家住宅

〈質疑応答〉

委員 : 高木家住宅の蔵は、荷物がたくさん置いてあるらしく、扉を開けるのも困難なようである。また、写真だと蔵の東側の基礎が確認できないほど土壁が崩れて埋まっているが、おそらく玉石が3段程積んであると思う。そのため、玉石をどうするかという問題がある。私は、曳家をせず現地で根継ぎしたほうがいいと思う。敷地が狭いということと、玉石の基礎を動かすとすると、金額が大きくなってし

まい、今回出てきた見積金額ではできないと思う。また工期は土壁も直すとなると、2年くらいかかると思われる。

事務局 : 現在は、鉄板が張ってある。特に南側については鉄板が張ってある状態のままで、周りはトタン張りということになっている。

委員 : もし、工事を実施するならば、蔵の中の荷物を出して、床を外さなければならない。そのため、床メインで工事を実施したらどうか。一度に全てやろうとすると、漆喰も、この寒い時期に施工すると、下地が乾かない。建物の根元の所にバールを挟んで、それも番線で縛って持ち上げることは、どちらの工法でも実施しなければならない事であるが、それをさらに曳家でずらすとなると、今回の見積金額では、実施が難しいと思う。

事務局 : たしかに、曳家を実施するのに、1,000万円かからなという事には驚いている。

委員 : 曳家により蔵を引き出す事はいいが、3段積みの玉石は、修理にすごく手間がかかる。

委員 : おそらく、曳家を行うとなると玉石の基礎ではなくなると思う。

委員 : 現在の玉石は三段積みになっていると思う。

委員 : 今回の計画は、玉石の横にRCのベタ基礎を打って、その上に蔵を戻して補強するだけではないか。

事務局 : 一度曳家をして、元の位置に基礎を作って、また戻すという計画である。南側が空き地になっているので、そこに一回曳家をし、建物をその位置に置いておき、基礎を作り、また元に戻すということを予定している。それで、850万円で見積が出てきているため、かなり安いなどは感じている。

委員 : 磯部邸の工事の時も、傾斜しており、3cm位の違いがあった。その傾斜をどうするのか問題になったが、玉石はこれ以上沈まないだろうと考え、モルタルをその上に乗せた。そのため、実際は6cmのモルタルを玉石の上に乗せ、土台を差し替えた。

事務局 : 土台を差し替えて、根継ぎを行っている。

委員 : 建物全部を持ち上げるにしても、重たくて持ち上がらないため、磯部邸の時は瓦を下ろした。そのため、今回も、建物がかなり重いので、持ち上がらないかもしれない。

事務局 : 全部一度に持ち上げるわけではなく、片側ずつ、順番に実施していくということであれば、実施可能ではないかと思う。

委員 : やって見ないとわからない部分はある。壁土まで直すとなると、これからとても寒い時期であり、持ち上げるとなると、壁土等を外して、レールをかませて番線で縛るという事になる。壁土はどちらにしても外さないとできない修理になってくる。そのため、動かさずに修理したほうが、費用の面でもよいと思う。この修理工事なら磯部邸で一回実施済みである。

委員 : この図面を見ると、今回は、現行の建築基準法（以下「基準法」とする）で新築するように、その形に近づけるということか。工事の内容としては、以前は伝統工法は伝統工法で、要するに、基本的には、地面とは緊結せずにと考えていたが、そうではないのか。この図面を見る限り、完全に基礎を打ったうえで緊結

するという事になっている。

事務局 : そのような図面が今は出されている。

委員 : 本来であれば、全部下を掘ったうえで、基礎を入れて、その上に玉石を置くという方法を取り、そこにドリルで穴を開けて、建物と緊結する場合もある。しかし、基本的に今まではそのような方法はとっていないと思うが。今まで、このようなケースはあったか。

事務局 : 今までは、実施していない。

委員 : そこまでの修理工事を実施していない。

委員 : 犬山市のスタンスは、今回のような考え方で修理工事に臨むのかという事である。

委員 : 建物を地面に結び付けてしまうと、地震の影響をかえってまともに受けると思う。

委員 : 地震で建物が揺れて、ずれたとしても建物が被害が少ないというのが、伝統工法の特徴である。現在の基準法では、建物と地面にしっかりと固定して、上もギプスで固める事で建物が壊れないというものがある。以前の修理工事の話では、磯部邸のように、ダンパーを入れているものは基本的に伝統工法であり、ある程度は変位があり、建物は地面とも緊結しておらず、揺れをある程度吸収することができ、このような方法で伝統的な建物の修理に臨みましょうということであった。ダンパーを入れるという方法は、一般的には採用しない自治体もあるが、この方法で耐震性が確保されているという手法を入れることで、犬山市の判断で良いとの返答があった。今回の工事は全くそうではなく、いわゆる基準法と同じような方法をとっているように感じる。

事務局 : 基礎増設をするという事が基準法と同じ考えとなっている。

委員 : 名稲建設さんが設計も行うのか。

事務局 : そうである。設計施工を行う。

委員 : 業者が、伝統的な建物の修理のことを理解しているのか、犬山市としっかりやり取りをしているのかという事が気になる点である。自治体によっては、現行法規に従うという理由で、基礎を打って全部ホールダウンで止めて下さいと、強行に主張する所もある。揺れるのに基礎と建物を縛ると、すぐに倒れてしまうが、それでもやるのかと聞いたところ、建築部局の話であるため、このやり方で対応するしかない、というような回答であった。犬山市は伝統的な建物が伝統的な骨組みで保てるかどうかというところで、市の所有している建物の修理に臨んできた。しかし、今回、高木家住宅はお金をかけて基礎をベタで打って、ある程度お金をかけて施工する事に対し、補助金を出すという話になるが、それでは犬山市のフィロソフィーに合わないと思う。

事務局 : 市でも、このような方法は実施していないので、事務局としては、曳家等はやらず、ジャッキアップをして、根継ぎをして補修したほうがいいのかとは考えている。

委員 : 壁は地震の時に落ちると思うが、濃尾地震の時も、壁は落ちたが、建物は倒れていなかった。酒蔵みたいなものは別だが、普通の土蔵は、壁が落ちるだけであるため、それはそれで、その程度でいいかなと思う。

事務局 : ちょうど資料に図面を掲示している。

委員 : 資料としては、工事方法もよくわかり、よいと思う。しかし、既存の文化財の修理をあまり実施したことがない業者が、現在の基準法に基づく現代工法の考え方で、工事に臨むと、緊結する工法を取りがちになる。慣れている業者は、このような形では工事に臨まない。やはり、現在の基準法に基づく現代的な方法と伝統工法は別物であるため、犬山市としても、伝統工法に対する理解のうえで、どのように工事を実施すれば耐震の強度が担保されるのかということは考えた方がよい。伝統工法を扱っている我々としても、補強しなくていいという話ではなく、やはり建物の弱点はあり、経年劣化する所はあるので、そこは直さなければならぬ。犬山市の建物の修理に臨む姿勢というものに、今まで違和感を感じたことはなかった。ただ、今回の工事の方法を認めるとなると、今後どのような方針で進めていくのかという疑問が生じる。極端にいうと、これを補強して、本当に強くなれば良いのだが、必ずしも、伝統的な建物上部の工法に対して、現行の基礎をがちがちに固める工法が合うわけではないので、逆に弱点ばかりが際立っていくように思う。礎石の上でずれていけばいいものを、ずれないように縛るがゆえに、建物上部に直接地震の揺れが伝わる。そして、それならば、上の登梁を全て接合金物で補強していくとなると、少し違和感がある。

事務局 : そこまでサイボーグ化するのかということか。

委員 : 金額についても、伝統的な建造物の修理に慣れた業者と全く慣れていない業者とでは、全然違う。極端に言うと、適正な予算執行になっているかという財政上の指摘を受けた時に困らないかなと気になる。一方で、床束は、今の住宅ではほとんど鋼製の束を使っているが、これに関しては、良い悪いはないが、基礎の直し方が非常にちぐはぐな気がする。おそらく、玉石が沈まないよう据え付けて、土間コンのようなものを打つかもしれないが、基本的には礎石だけで不同沈下を防ぐような状態にしたら、その上の土台を入れ替えて、根継ぎをして、周りが湿気ったりしないよう、水はけを良くするような処置をすることが、ベストな気がしている。普通は伝統的な文化財の修理からいくとそういう発想になる。今回提示してもらった方法でやると、建物に直接荷重がいくが、この登梁を除いたら、接合部をどう考えるのか。極端にいうとそういう話になる。

委員 : まず、事業内容が、外部漆喰塗り直しと屋根瓦の葺き直しだけになっているが、内容を見ると違っており、どちらかというところ、構造的な補強の方が主になっている。また、委員の意見であったように、これだけ大掛かりな修理工事をする必要があるのか。土蔵で人が常にいるわけでもなく、住んでいるわけでもなく、公開の場でもない所に、このような補強をして、これだけお金を使って修理工事をして、はたして、それだけの効果があるのか、ということである。今回、これだけのお金を使ってしまうと、次の時にお金が無くなってしまわないか。補助金も、所有者も、土蔵はこんなにお金がかかるのかなと考えてしまう。現地へ行ってみないと分からないが、重機が入るのか、施工の仕方等も、本当にスムーズに工事に入れるのか不安である。写真を見た感じでは、瓦はそんなに古くないように思う。

事務局 : 瓦はかなり新しいのではないかと思います。

委員 : 曳家にしても、ジャッキアップにしても、瓦をいったん外すとすると、それは2度手間になり、基本的には、私も、一旦上げて、傷んでいる箇所、土台を変えて、根継ぎをするとよいと思う。

委員 : 床をめくって、下の状態を見るという工事しかできない気がする。

委員 : 今回、どうしてこのように修理が必要な状態になったのかという、原因を解決しなければならないと思う。湿気で傷んだのか、虫が入って腐ったのか。

委員 : 犬山の土蔵は、基礎が浅いため、だいたい2、30年ごとに修理が必要になる。城下町の状況だと、だいたいそのくらいで土台の修理を行っている。

委員 : 工事そのものに異論はないが、今までの物件も含めて、もう一度整理する必要があるのかなと考える。適切な税の執行につとめてほしい。

事務局 : 今、確認したところ、所有者も修理方法については悩んでいるため、この会でのアドバイスを確認した上で進めていくという事で現在所有者と話しているというところであり、今のお話のとおり、伝統工法を重視し、犬山として一本筋を通し、過去の事例とも整合性を取って、適切な執行をしていけるようにもう一度所有者様と話し合う。

委員 : それがいいと思う。磯部邸も、裏の土蔵は土台廻りを上げて実施したのか。

委員 : そうである。持ち上げて、土台の差し替えと、柱の根継ぎを実施した。

委員 : 水平出しして、調整してというところか。

委員 : 礎石を触るなど、余計な事をすると、後始末が大変になる。

事務局 : 建築年自体も、大正初期であるため、それなりの年月が経っているため、その間に不同沈下が起こっただけで、礎石自体も変えてしまうとなると、また、水平を取るのが大変という事になるので、礎石自体はそのまま残しておいて、土台の差し替えで、根継ぎをするときに、水平を見て、不同沈下があつて、下がっているような所は、コンクリートで少しかさ上げしておくというような方法でできないかなと思う。

委員 : 現場で、磯部邸の土蔵の状態を見て、基本的にはこういう方針で臨んでいる事を業者にお伝えしてもらってください。

委員 : 名稻建設というのは、磯部邸の修理工事の元請であり、この時やっていた人が現在はいない。過去の実施者がいればこのような計画はしないと思う。

委員 : 磯部邸の修理工事の時と同じ業者か。

事務局 : そうである。

委員 : 実際に工事を実施したのは、アイチケンという名古屋の左官屋。左官の仕事が上手で、よくやっている。

委員 : そのため、そういうのを見て、これでという風にしてもらおうのが犬山市の工事としても良いと思う。

事務局 : では、今回の案件としては、ご採択というか、ご承知いただいて、内容については、もう一度検討し、委員の方々に相談しながら内容を固めていく。

委員 : リプトタンは、見積金額に入っているのか。

事務局 : 入っている。

- 委員 : これは、補助対象とみてよいということか。
- 事務局 : 一応、補助対象としている。
- 委員 : そうすると、リフトタンも補助対象とする理由は何か。他のところで、本町通り沿いのリフトタンも張ってよいという事になるのか。
- 事務局 : そのような話になる。
- 委員 : その運用を考えてほしい。許可するにも、なんでも許可するのではなく、隣地に面していて、工事箇所があまり見えない所で、建物の外部仕上げにより建物の長寿命化をはかるという所で、この建物については、リフトタンを許可するとか、表の見える、目視のできる、望見ができるような所に関しては、基本的には検討候補だが、これは裏側で、そういう物を保護する材として、補助に含むとするだとかの一筆を入れておく必要がある。そうしなければ、高木家は土蔵をトタンでやっているのだから、うちもやらせてもらうという話になった時、許可の理由を言えるようにしなければならない。高木家のリフトタンを補助対象にいれるのであれば、こういう理由で、こういう近代的な材料も補助対象に入れますという事を一筆書く必要がある。そして、それが、対外的に見える状態で情報公開されている事が必要である。そのため、他は補助対象外であるという理論は考えたほうがよい。
- 事務局 : リフトタンについては、今の委員の意見もふまえて、補助対象とするか、検討していく。対象とできるかどうかは、保護の目的で、しかも外から見えないという理由で対象とするかというところである。
- 委員 : または、仕上げ材であるため、対象から外すという事でもよいと思うが、どちらでもよい。
- 事務局 : あまり、対象にはしない。
- 委員 : 一般的には対象にしない。ただし、メンテナンスの事などがあつた時には、必要になってくるかもしれない。
- 事務局 : 建物を長くもたせるためであるとか。
- 委員 : そのような発想もあるかと思うが、一般的には入れていない。文化庁案件となると、伝建地区内でも、リフトタンのようなものを使った時には、その箇所は補助対象から外すこともある。これもやはり、妻側や裏の見えない所は伝統工法ではない方法の選択がある。
- 事務局 : 狭いところだと、そうなる。
- 委員 : サッシでも、裏側の全く見えないところは、気密性もあるし、現状アルミサッシだから、そのままアルミサッシにしたいという時に、これは補助対象から外れるという仕方は一般的にしていると思う。他の物件で、あそこの家は使っているから補助対象でしょと色々なお宅から言われてしまつては、困ってしまう。

①旧小守家住宅

〈質疑応答〉

- 委員 : この家は、補助金を使って修理するのは初めてか。
- 事務局 : 補助としては初めてである。
- 委員 : そうすると、500万円の内、この補助額という事であるか。

委員 : また、今日も見に行くという事であるか。

事務局 : そうである。もう一度、現地を確認していただきたい。この範囲でよいかというところである。前回の確認の時は、範囲までは確認できなかった。そのため、今回、金額と範囲を、特に範囲を確認していただきたい。

4. その他

- (1) 次回の犬山市伝統的建造物保存委員会の日程について
次回は令和2年1月に開催予定